

○本日の「研修会」の主な内容：

- 認証評価基準の改正点等

資料01「評価基準の改正点等について」

- 自己評価書の記載方法・評価の視点

資料02「自己評価書の作成に当たって」

資料03「基準等の分析に当たっての留意点等について」

- その他

※参考資料：訪問調査における確認事項の状況

1 1

1

（平成29年度実施分）

高等専門学校評価基準の 改正点等について

（自己評価担当者等に対する研修会）

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

2 巡目の基準見直しの基本方針

- 1 巡目の期間に行われた法令等の改正への対応：

平成18年12月	教育基本法の全面改正
平成19年4月	学校教育法の一部改正
平成19年12月	学校教育法の一部改正
平成20年4月	設置基準の一部改正
- 中央教育審議会答申（平成20年12月）の趣旨の反映：

「学士課程教育の構築に向けて」、
「高等専門学校教育の充実について」
- これまでの認証評価の検証結果の反映

法令等の改正について

教育基本法

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、**これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。**

第2項 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

学校教育法

第115条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第2項 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

(同法第123条により高等専門学校に準用)

(学校教育法施行規則 第172条の2)

5

学校教育法施行規則の一部改正（平成22年6月15日公布）

第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること
- ② 教育研究上の基本組織に関すること
- ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

6



- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ**学生が修得すべき知識及び能力**に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第1項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

大学に関する規定を**高等専門学校に準用**（第179条）



学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知） （平成22年6月16日）

第一 学校教育法施行規則の改正の概要と留意点

- （一）大学は、次に掲げる教育研究活動の状況について**情報を公表**するものとする（第172条の2第1項関係）
- ① 大学の教育研究上の目的に関すること。
 - ② 教育研究上の基本組織に関すること。
 - ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する**学位及び業績**に関すること。

その際、教員組織に関する情報については、組織内の**役割分担**や**年齢構成**等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。各教員の業績に関しては、研究業績にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、**教育上の能力に関する事項**や**職務上の実績に関する事項**など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。

高等専門学校設置基準

第3条 高等専門学校は、**学科ごとに**、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を**学則等に定める**ものとする。

第17条の3 高等専門学校は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

第2項 高等専門学校は、**学修の成果に係る評価及び卒業の認定**に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、**学生に対してその基準をあらかじめ明示する**とともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）

（平成19年7月31日）

（2）留意事項

1. 教育研究上の目的の明確化に関する事項

大学設置基準第2条の2の規定による目的の策定に当たっては、各大学のそれぞれの**人材養成上の目的**と**学生に修得させるべき能力等の教育目標**を明確にし、これらに即して、**体系的な教育課程**を提供するとともに、責任ある実践のための人的、組織的体制、物的環境を整えることに資するよう留意すること。また、組織として目的を共有するため、**学則、学部規則又は学科規則などの適切な形式により定める**とともに、大学のホームページ等を活用し、これを広く社会に公表するよう留意すること。

中央教育審議会答申

学士課程教育の構築に向けて（平成20年12月）

公的及び自主的な質保証の仕組みの強化への具体的な改善方策

- （１）自己点検・評価のための自主的な評価基準や評価項目を適切に定めて運用する等、内部質保証体制を構築する。
- （２）組織における明確な達成目標を設定した上で、自己点検・評価を確実に実施する。
- （３）教育研究に関する情報を、自ら主体的にインターネット等を通じて広く公表する。

11

公的及び自主的な質保証の仕組みの強化

- （１）自己点検・評価のための自主的な評価基準や評価項目を適切に定めて運用する等、内部質保証体制を構築する。

これを担保するため、認証評価に当たっては、評価機関は、対象大学に対して、自己点検・評価の基準等の策定を求め、恒常的な内部質保証体制が構築されているか否かのチェックに努める。自己点検・評価の周期については、不断の点検・見直しに対して有効に機能するよう適切に設定する。

12

(2) 組織における**明確な達成目標を設定した上で、自己点検・評価を確実に実施する。**

単に現状を点検するのみならず、**成果と課題に関する評価**を十分に行う。評価結果の報告書では、**今後の改善に向けた取組の内容**についても盛り込むように努める。**達成目標**の設定に当たっては、**学習成果のアセスメントに関する指標や卒業後のフォローアップ調査による指標**（卒業生や雇用者からの評価を含む）**を取り入れる**ように努める。

また、実証的な調査・分析が可能となるよう、**専門的な職員の確保**など実施体制を整備する。

(3) **教育研究に関する情報**を、自ら主体的にインターネット等を通じて広く公表する。

（この課題については大学分科会質保証システム部会で検討が進められ、関連する法令の改正が行われた。平成23年4月1日施行）



中央教育審議会大学分科会答申

高等専門学校教育の充実について（平成20年12月）

高等専門学校教育の充実の方向性：【基本的な考え方】

- それぞれの高等専門学校が**自主的・自律的改革に不断に取り組む**、社会経済環境の変化に積極的に対応
- 中堅技術者の養成から、幅広い場で活躍する多様な**実践的・創造的技術者の養成へ**
- 多様な高等教育機関のうちの一つとして本科・専攻科の位置付けを明確に
- **産業界や地域社会との連携を強化し、ものづくり技術力の継承・発展を担いイノベーション創出に貢献する技術者の輩出へ**

15



高等専門学校教育の充実の方向性：【具体的方策】

- 教育内容・方法等の充実（**「産学連携等による共同教育」の充実、一般教育の充実、技術科学大学との連携、企業人材の活用**）
- 入学者確保及び多様な学生への支援
- 大学への編入学者増への対応
- 教育基盤の強化
- 教育研究組織の充実（**科学技術の高度化等に対応した学科の在り方の見直し、地域のニーズを踏まえた専攻科の整備・充実等**）
- 高等専門学校の新たな展開
- 社会との関わりの強化

16



平成23年度からの基準・観点の主な変更点

○ 評価基準の構成（変更なし）

基準1	高等専門学校の目的
基準2	教育組織（実施体制）
基準3	教員及び教育支援者等
基準4	学生の受入
基準5	教育内容及び方法
基準6	教育の成果
基準7	学生支援等
基準8	施設・設備
基準9	教育の質の向上及び改善のためのシステム
基準10	財務
基準11	管理運営
選択的評価事項A	研究活動の状況
選択的評価事項B	正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

17



○ 主な変更点

基準1－1 観点1－1－①：

学校の目的における「**個性や特色**」を明確化する視点の明示。
各学科及び専攻科の目的の学則等への明文化。

基準2－1 趣旨：

学科、専攻科の適切性に対する不断の見直しの視点を明示。

基準3－2 観点3－2－①：

「全教員の教育活動に対して、**学校による定期的な評価**が行われ、その結果を**教員組織の見直し等**に反映させていること。」という視点の明示。

基準4－1 観点4－1－①：

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の理解されやすい形での公表の視点を明示。特に、「**入学者選抜の基本方針**」の明示。



基準5-3 観点5-3-①：

準学士課程の教育における「豊かな人間性の涵養」に「**一般教育の果たすべき役割**」の視点を追加。

基準5-5 観点5-5-①：

専攻科の教育課程について、「準学士課程の教育からの発展」の視点を追加。

基準5-7 観点5-7-①：

専攻科の教育における「**教養教育の実施**」の視点を追加。

基準6-1 観点6-1-⑤：

教育の成果や効果が上がっているかを評価する観点に、**卒業（修了）後の成果**に関して意見を聴取する視点の追加。

基準8-1 & 基準11-1：

「**安全管理**」「**危機管理**」の視点を追加。



基準9-1 & 基準11-2：

自己点検・評価において**学校の策定した基準**で行うことの視点を追加。

基準9-2 観点9-2-②：

「教育支援者に対する研修」の追加。

基準10-1 & 基準11-3：

「外部の財務資源の活用」、「**外部の教育資源の活用**」という視点の追加。

基準11-4 観点11-4-①：

「**学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果**」に関する情報をわかりやすく**社会に発信**しているかという視点の追加。